

◎ 制度の取扱

◆加入日（責任開始日）

この制度への加入および増口の時期は、毎月1日です。

◆加入手続き

加入月の前々月20日までに所定の申込書により、所属商工会へお申し込みください。

◆掛金の払込方法

掛金は月払です。

なお、掛金をご指定の銀行口座より、毎月自動的に翌月分を振替させていただきます。

- 【注意】1. 掛金が2ヶ月連続して振替不能となった場合、脱退のお取扱とさせていただきます。
2. お申込後に金融機関・口座等の変更があった場合は商工会までご連絡下さい。

◆加入するときは

全従業員の加入が原則です。ただし、次の方は加入する必要はありません。

- ①期間を定めて雇われている者
- ②試用期間中の者
- ③非常勤の者
- ④季節的な仕事のために雇われている者
- ⑤休職中の者
- ⑥パートタイマーのように労働時間の特に短い者

◆『被共済者証』の発行

ご加入者には『特定退職金共済制度加入者証』を発行いたします。

◎ その他

加入申込書等に記載される個人情報、本制度運営の範囲において利用するものでありその他の目的に利用することはありません。

◎ 引受保険会社

この制度は、奈良県商工会連合会が生命保険会社と締結した『新企業年金保険契約』に基づき運営します。

【引受保険会社】

下記の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合（2014年9月1日現在）による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社 シブラルタ生命保険株式会社（17%）【事務幹事会社】

（引受割合%）富国生命保険相互会社（33%）

アクサ生命保険株式会社（10%）

太陽生命保険株式会社（10%）

大同生命保険株式会社（10%）

明治安田生命保険相互会社（10%）

住友生命保険相互会社（10%）

- ◆引受保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(03-3286-2820)までお問い合わせ下さい。

奈良県商工会連合会 特定退職金共済制度 新企業年金保険

～加入・増口のおすすめ～



ご存知でしょうか？・・・賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、昭和52年4月1日より、事業主は退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。

企業を育て地域を伸ばす

奈良県商工会連合会

〒630-8213 奈良市登大路町38番地の1

電話 (0742) 22-4413

FAX (0742) 26-2374